

諮問第十二号

下水道使用料の督促処分に対する異議申立てに係る諮問について

下水道使用料の督促処分について、別紙のとおり異議申立てがあったので、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の三第七項の規定に基づき、諮問する。

平成二十六年九月九日提出

青森市長 鹿内 博

異議申立書（下水道使用 10）

平成 26 年 5 月 3 日（土）

青森市長 鹿内 博 様

異議申立人 三国谷清



下記のとおり異議申立てをする。

記

1. 異議申立人の住所、氏名、年齢

住 所 青森市桜川 4 丁目 8 番 2 号

氏 名 三国谷清一

年 齢 6 4 歳

2. 異議申立てに係る処分

貴職の平成 26 年 4 月 4 日（金）付け平成 25 年度下水道使用料督促状（平成 26 年 2 月分）による処分。

3. 異議申立に係る処分があったことを知った年月日

平成 26 年 4 月 7 日（月）

4. 異議申立ての趣旨

異議申立てに係る処分を取り消すとの決定を求める。

5. 異議申立ての理由

異議申立人は、貴職に対し法令遵守及び法の下での平等取扱いを求めているものである。

鹿内市長は、青森市税外諸歳入金督促手数料及び延滞金徴収条例（以下「条例」という。）第 2 条第 1 項の規定にする督促状を発行しなければ、条例第 4 条第 1 項の規定による延滞金を徴収できないという条例上の規定があるにも拘わらず、異議申立人以外の下水道使用料滞納者には督促状を発行せず、市及び青森市公共下水道利用者に延滞金不徴収という不利益を与えている。法令に則った督促状を発行していないのは、青森市公営企業管理者である相馬政美企業局長の怠慢であるというのであれば、相馬政美企業局長を処分すべきだし、相馬政美企業局長に責任がないのであれば、鹿内市長自らが責任をとるべきである。

法令違反を知りつつも、異議申立人に対して狙い撃ち的に督促状を発行するのは、違法不当である。よって、本件異議申立に係る督促処分は違法不当であり取り消されるべきものである。

6. 処分庁の教示

「この督促状に不服がある場合には、この督促状を受け取った日の翌日から起算して 30 日以内に市長に対して異議申立てをすることができます。」との記載あり。

7. 行政不服審査法第 25 条第 1 項但し書きの規定による口頭の意見陳述の申立て

行政不服審査法第 25 条第 1 項但し書きの規定により口頭の意見陳述を申立てる。

